

69歳以下の方で入院される方は、窓口での負担が軽減される場合がありますので、限度額適用認定証の申請を提案いたします。

医療機関に入院した場合、医療機関窓口にて「限度額適用認定証」を入院の都度提示することにより、自己負担限度額のみで(食事代は別途支払い)支払いが済む制度です。
(非課税世帯の方は食事代についても減額となります)

69歳以下(入院の場合)

対象者	自己負担限度額(月額)
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
イ 標準報酬月額 53万~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
ウ 標準報酬月額 28万~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円
オ 低所得者: 住民税非課税	35,400円

70歳以上の非課税世帯の方が入院される場合は、窓口での負担が軽減される場合がありますので、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を提案いたします。

医療機関に入院した場合、医療機関窓口にて「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院の都度提示することにより、非課税世帯の方は低所得Ⅱ、Ⅰとなる場合があります、食事代についても減額となります。※「現役並み所得」及び「一般」の方は変わりませんので、お手続きは不要です。

70歳以上(入院の場合)

対象者	自己負担限度額(月額)
現役並み所得者	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
一般	44,400円
低所得者Ⅱ	24,600円
低所得者Ⅰ	15,000円

} 非課税世帯

・現役並み所得者・・・標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担が3割の方
・低所得Ⅰ・Ⅱは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていないと、一般と同じ負担額になります

※限度額認定証の適用を希望する方は、下記にご注意下さい。

1. 入院当日に保険証と共に提示願います。
※入院する前から手続きが出来ますので、入院前に申請しておくのが有効です。
2. 入院当日に間に合わない場合には、申請手続中であることを入院係にお伝え下さい。
3. 入院費の概算額を連絡する前(退院日の前日、土日退院の場合は金曜日)までに入院係に提示して下さい。
4. 上記3.以降の提示(退院時等)につきましては、対応できかねますのでご承知おき下さい。
その場合は、通常の自己負担をお支払い頂き、後日、ご自身で高額療養費の還付手続きを行なうこととなります。

<申請方法・お問い合わせ先>

- 国民健康保険・後期高齢 ⇒ 各市町村役所 国民健康保険窓(健康保険証・印鑑要)
 - 協会けんぽ・組合健保・共済組合 ⇒ 勤務先
- ※国民健康保険税等税金を滞納していると、「認定証」が交付されない場合があります。